

## 【お知らせ】地区集会所を修繕する場合の市からの補助について

地区集会所の修繕を行う場合、市が費用の一部を補助いたします。

- ◎ 補助率 **補助対象経費の2分の1以内**
- ◎ 補助金の上限 **100万円**  
(⇒200万円の修繕の場合、半額の100万円を補助します。)
- ◎ 補助金の下限 **5万円** (⇒10万円の修繕の場合、半額の5万円を補助します。)

補助の対象となる修繕工事の内容をご確認ください。

なお、令和8年度よりエアコンの設置についても補助の対象となります。

補助対象 【○】	屋根、壁、床などの構造部の修繕
	屋根ふき替え 屋根・外壁の塗装 床張り替え 雨樋取り替え 出入口の段差解消 トイレ改修（和式便器→洋式便器への改修など） 上下水道接続 手すりの設置 エアコンの設置 など
補助対象外 【×】	軽微な修繕、備品類の購入、10万円未満の修繕
	畳の表替え 破損ガラス取替 ふすま張替 建物本体以外の工事など

### 申込方法 及び 注意事項

- ① 補助を希望する場合は、【地域集会施設整備（修繕）補助金交付要望書】を下記窓口に提出してください。（要望書に記載する添付書類も提出）
- ② 要望者は、自治会・町内会等となります。
- ③ 自治会・町内会・区が所有していない建物は補助対象となりません。
- ④ 新築後15年未満の施設は補助対象となりません。  
令和8年度の補助対象は平成22年度(平成23年3月31日)までに建築された施設です。
- ⑤ 補助を受けた年度の翌年度から5年間は補助対象となりません。  
令和8年度の補助対象は、令和2年度以前に補助を受けた施設です。
- ⑥ 補助決定前に施工した修繕は補助対象になりません。
- ⑦ 施行業者の条件は、市内業者で市税を完納している業者となります。
- ⑧ 受付締切後、正式に申請書を受け付ける団体を選定します。
- ⑨ 選定後の手続き
  - ・ 選定された団体には、正式に補助金の交付申請書を提出していただき、市で補助金の交付を決定します。その後に、修繕工事に着手していただきます。
  - ・ 発注する業者は、申請者において、2社以上の見積合わせにより決定していただきますので、ご注意ください。
- ⑩ 補助を希望する場合は、必ず事前に下記窓口までご相談ください。

**要望書の受付期間：4月1日(水)～4月30日(木)まで（窓口必着）**

**【相談窓口】** 市民協働部 地域振興課 協働推進係（本庁舎1階）  
**☎ 22-7414**

**【提出窓口】** 地域振興課窓口または各支所窓口までご提出ください